

付 議 第 3 号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取 に関する議案

令和元年9月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の案件について意見を述べること。



元高政企第 144 号
令和元年 9 月 2 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和元年 9 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和元年 9 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 2 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 3 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 4 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

第 号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例

高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。
第2条中「」において」を「。以下「幼保連携型認定こども園基準府省令」という。）
において」に改める。

第6条第1号中「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第21号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第11条ただし書の規定」を「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年高知県条例第1号）第3条の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「児童福祉施設基準省令」という。）の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第1号に規定するものに限る。）」に改め、同条第2号中「児童福祉施設基準条例第11条ただし書及び第47条第8号の規定」を「児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第2号に規定するものに限る。）」に改め、同条第3号中「児童福祉施設基準条例第12条から第14条まで、第16条（第4項ただし書及び第6項を除く。）、第21条及び第48条（後段を除く。）の規定」を「児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第3号に規定するものに限る。）」に改める。

第10条第4項ただし書中「において」を「の規定により」に、「児童福祉施設基準条例第48条（後段を除く。）の規定」を「児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第5条第4項ただし書に規定するものに限る。）（第12条第3項において同じ。）」に改める。

第11条第3項ただし書中「において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第47条第8号ア、イ及びカ」を「の規定により読み替えて準用する児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第6条第3項ただし書に規定するものに限る。）」に、「において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第47条第8号イからクまで」を「の規定により読み替えて準用する児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第6条第3項ただし書に規定するものに限る。）」に改める。

第12条第3項中「において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第48条（後段を除く。）」を「の規定により読み替えて準用する児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第7条第3項に規定するものに限る。）」に改める。

第18条を次のように改める。

（児童福祉施設基準省令の準用）

第18条 幼保連携型認定こども園基準府省令第13条の規定の例により、幼保連携型認定こども園については、児童福祉施設基準省令の規定を読み替えて準用するものとする。

附則第5項の表中「において」を「の規定により」に、「児童福祉施設基準条例第47条第8号ア、イ及びカ」を「児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第6条第3項ただし書に規定するものに限る。）」に改め、附則第6項の表中「において」を「の規定により」に、「児童福祉施設基準条例」を「児童福祉施設基準省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
内閣府
(平成26年文部科学省令第1号)が一部改正され、保育室等を3階以上に設ける建物に
厚生労働省
あつては耐火建築物であること等の現行の幼保連携型認定こども園の設備の基準を維持す
ることとされたこと等を考慮し、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例(平成31年高知県条例第1号)においてその例によることとされる児童福祉施設の
設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の規定を準用することとするよう
必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表

新
高知県認定こども園条例（抜粋）

旧
高知県認定こども園条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第2条第6項に規定する認定こども園（次条第2号において「認定こども園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
内 閣 府

（平成26年文部科学省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園厚生労働省

基準府省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 幼保連携型認定こども園 法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

（2） 略

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準）

第6条 法第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第2条第6項に規定する認定こども園（次条第2号において「認定こども園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
内 閣 府

（平成26年文部科学省令第1号）において使用する用語の例によ

るほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 幼保連携型認定こども園 法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

（2） 略

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準）

第6条 法第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲

げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

(1) 法第13条第2項第1号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第9条、第10条及び第18条（高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年高知県条例第1号）第3条の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「児童福祉施設基準省令」という。）の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第1号に規定するものに限る。））を読み替えて準用する部分に限る。）並びに附則第2項、第4項及び第8項から第11項までの規定による基準

(2) 法第13条第2項第2号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第11条、第12条第1項から第6項まで、第18条（児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第2号に規定するものに限る。））を読み替えて準用する部分に限る。）及び第19条並びに附則第3項及び第5項から第7項までの規定による基準

(3) 法第13条第2項第3号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第14条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第17条及び第18条（児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第3号に規定するものに限る。））を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準

(4) 法第13条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項

げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

(1) 法第13条第2項第1号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第9条、第10条及び第18条（高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第21号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第11条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。））並びに附則第2項、第4項及び第8項から第11項までの規定による基準

(2) 法第13条第2項第2号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第11条、第12条第1項から第6項まで、第18条（児童福祉施設基準条例第11条ただし書及び第47条第8号の規定を読み替えて準用する部分に限る。））及び第19条並びに附則第3項及び第5項から第7項までの規定による基準

(3) 法第13条第2項第3号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第14条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第17条及び第18条（児童福祉施設基準条例第12条から第14条まで、第16条（第4項ただし書及び第6項を除く。））、第21条及び第48条（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準

(4) 法第13条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項

の主務省令で定める基準を参酌して定める基準 次条から第19条まで及び附則第2項から第11項までに定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

(人員に関する基準)

第10条 略

2・3 略

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第18条の規定により読み替えて準用する児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第5条第4項ただし書に規定するものに限る。）（第12条第3項において同じ。）に基づき調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 略

(園舎及び園庭)

第11条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所（以下この条において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第18条の規定により読み替えて準用する児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第6条第3項ただし書に規定するものに限る。）に掲げる要件を満たすときは、保育室等を2階に、前項ただし書の規定に基づき園舎を3階建て以上とする場合であって、第18条の規定により読み替えて準

の主務省令で定める基準を参酌して定める基準 次条から第19条まで及び附則第2項から第11項までに定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

(人員に関する基準)

第10条 略

2・3 略

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第48条（後段を除く。）の規定に基づき調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 略

(園舎及び園庭)

第11条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所（以下この条において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第47条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは、保育室等を2階に、前項ただし書の規定に基づき園舎を3階建て以上とする場合であって、第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第47条第8号イからクまでに掲げる要件を満た

用する児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第6条第3項ただし書に規定するものに限る。）に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳に満たない園児の保育の用に供するものでなければならない。

5～7 略

（園舎に備えるべき設備）

第12条 略

2 略

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第18条の規定により読み替えて準用する児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第7条第3項に規定するものに限る。）に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4～7 略

（児童福祉施設基準省令の準用）

第18条 幼保連携型認定こども園基準府省令第13条の規定の例により、幼保連携型認定こども園については、児童福祉施設基準省令

すときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳に満たない園児の保育の用に供するものでなければならない。

5～7 略

（園舎に備えるべき設備）

第12条 略

2 略

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第48条（後段を除く。）に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4～7 略

（児童福祉施設基準条例の準用）

第18条 児童福祉施設基準条例第6条、第7条第1項、第2項及び第4項、第10条から第14条まで、第16条（第4項ただし書及び第

の規定を読み替えて準用するものとする。

6項を除く。）、第21条、第22条（第2項を除く。）、第47条第8号、第48条（後段を除く。）並びに第52条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>読み替える規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
<u>児童福祉施設基準条例第6条第1項</u>	<u>最低基準</u>	<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）</u>
<u>児童福祉施設基準条例第6条第2項</u>	<u>最低基準</u>	<u>設備運営基準</u>
<u>児童福祉施設基準条例第7条第1項</u>	<u>入所している者</u>	<u>園児（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進</u>

		<u>に関する法律第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。)</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第7 条第2項</u>	<u>児童の</u>	<u>園児の</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第7 条第4項</u>	<u>法</u>	<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第10 条第1項</u>	<u>法</u>	<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第11 条</u>	<u>他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて</u>	<u>その運営上必要があると認められる場合は</u>
	<u>設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に</u>	<u>職員又は設備の一部を、職員にあっては他の学校又は社会福祉施設の職員に、設備にあっては他の学校、社会福祉施設等の設備に</u>
	<u>入所している者の居室及び各施設に特有の設</u>	<u>園児に対する保育に直接従事する職員並びに</u>

	<u>備並びに入所している者の保護に直接従事する職員</u>	<u>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第12 条</u>	<u>入所している者</u>	<u>園児</u>
	<u>入所に</u>	<u>入園に</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第13 条</u>	<u>入所している児童</u>	<u>園児</u>
	<u>当該児童</u>	<u>当該園児</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第14 条</u>	<u>児童福祉施設の長</u>	<u>園長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項の園長をいう。第52条において同じ。）</u>
	<u>入所している児童等に対し、法第47条第1項の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項</u>	<u>法第47条第3項</u>
	<u>その児童等</u>	<u>園児</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第16 条第1項</u>	<u>入所している者</u>	<u>保育を必要とする子どもに該当する園児</u>
	<u>第11条</u>	<u>高知県認定こども園条例（平成18年高知県条</u>

		<u>例第49号) 第18条において読み替えて準用する第11条</u>
	<u>社会福祉施設</u>	<u>学校、社会福祉施設等</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第16 条第2項及び 第3項</u>	<u>入所している者</u>	<u>園児</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第16 条第5項</u>	<u>児童の</u>	<u>園児の</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第21 条</u>	<u>利用者</u>	<u>園児</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第22 条第1項</u>	<u>援助</u>	<u>教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援</u>
	<u>入所している者</u>	<u>園児</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第22 条第3項</u>	<u>援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第</u>	<u>教育及び保育並びに子育ての支援について、</u>

	<u>6項の規定による措置に係る</u>	
<u>児童福祉施設 基準条例第47 条第8号</u>	<u>又は遊戯室</u>	<u>、遊戯室又は便所</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第47 条第8号ア</u>	<u>耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）</u>	<u>耐火建築物</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第47 条第8号イ</u>	<u>施設又は設備が</u>	<u>設備が</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第47 条第8号ウ</u>	<u>施設及び設備</u>	<u>設備</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第47 条第8号カ</u>	<u>乳幼児</u>	<u>園児</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第48 条</u>	<u>第16条第1項</u>	<u>高知県認定こども園条例第18条において読み替えて準用する第16条第1項</u>
	<u>満3歳以上の幼児</u>	<u>満3歳以上の園児</u>
<u>児童福祉施設</u>	<u>幼児</u>	<u>園児</u>

附 則

1～4 略

(幼保連携型外認定こども園の設備に関する基準に係る特例)

- 5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例第11条第3項及び第7項並びに第12条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第3項	第18条の規定により読み替えて準用する <u>児童福祉</u>	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9

<u>基準条例第48条第1号及び第4号</u>		
<u>児童福祉施設基準条例第48条第5号</u>	<u>乳幼児</u>	<u>園児</u>
<u>児童福祉施設基準条例第52条</u>	<u>保育所の長</u>	<u>園長</u>
	<u>入所している乳幼児</u>	<u>園児</u>
	<u>保育</u>	<u>教育及び保育</u>

附 則

1～4 略

(幼保連携型外認定こども園の設備に関する基準に係る特例)

- 5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例第11条第3項及び第7項並びに第12条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第3項	第18条において読み替えて準用する <u>児童福祉施設</u>	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9

	<u>施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第6条第3項ただし書に規定するものに限る。）</u> に掲げる要件を満たすとき	号の2に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるとき
略	略	略

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例第11条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第3項	園舎が第18条の規定により読み替えて準用する <u>児童福祉施設基準省令</u>	園舎が <u>児童福祉施設基準省令</u>
略	略	略

7～11 略

	<u>基準条例第47条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすとき</u>	号の2に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるとき
略	略	略

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例第11条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第3項	園舎が第18条において読み替えて準用する <u>児童福祉施設基準条例</u>	園舎が <u>児童福祉施設基準条例</u>
略	略	略

7～11 略

幼保連携型認定こども園の設備運営基準の耐火性能に関する改正について

1. 改正の趣旨

- 幼保連携型認定こども園の耐火性能基準については、建築基準法による規制に加え、幼保連携型基準(府令)で規制。
- 具体的には、以下の規制が存在。
 - ・ 建築基準法及び建築基準法施行令において、児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。)の規制として、
3階建て以上:耐火建築物
2階建てで2階の床面積が300㎡以上:準耐火建築物or耐火建築物(300㎡未満は規制無し)
 - ・ 幼保連携型基準において、幼保連携型認定こども園独自の上乘せ基準として、
保育室等を2階に設ける場合:耐火建築物(3階以上に設ける場合には上乘せ基準無し(=建築基準法が直接適用される))
- 令和元年6月25日施行の建築基準法改正で、3階建ての建物について、火災時の建物からの避難時間に着目し、延べ面積200㎡未満の場合には、耐火建築物でなくてもよいとされた。

		建築基準法	上乘せ基準	結果
3階建て	延べ床面積200㎡以上	耐火	規定無し	耐火
	延べ床面積200㎡未満			
2階建て	床面積300㎡以上	耐火又は準耐火	耐火	耐火
	床面積300㎡未満	規制無し		耐火



建築基準法	上乘せ基準	結果
耐火	規定無し	耐火
規制無し(※)	規定無し	規制無し(※)
耐火又は準耐火	耐火	耐火
規制無し		耐火

※ 縦穴区画(階段室)への間仕切り壁や戸の設置が必要

- 一方で、幼保連携型認定こども園の用に供する建築物については、火災時の避難に通常よりも時間を要すると考えられる小学校就学前の子どもの安全を確保する必要があることから、保育所の基準と同様に、3階建てで延べ面積が200㎡未満の建築物について、これまでと同様の基準を維持する必要がある。

2. 改正の内容

- 幼保連携型基準を改正し、保育室等を3階に設ける建物についてこれまでと同様に延べ面積にかかわらず耐火建築物でなければならないこととなるよう所要の措置を講じる。

- 施行期日: 公布日(7月31日)